

第五十五回
国会

参議院石炭対策特別委員会会議録第八号

昭和四十二年六月二十一日(水曜日)
午後一時二十三分開会

出席者は左のとおり。

委員長 鈴木 壽君
理事 西田 信一君
小野 明君

委員

井川 伊平君
沢田 一精君
高橋雄之助君
徳永 正利君
柳田桃太郎君
山下 春江君
吉武 恵市君
阿部 竹松君
大河原 一君
大矢 正君
近藤 信一君
宮崎 正義君

政府委員

通商産業省石炭局長 井上 亮君
通商産業省鉱山保安局長 中川理一郎君

事務局側

常任委員会専門員 小田橋貞寿君

参考人

日本石炭協会 長 麻生太賀吉君
日本石炭鉱業連合会 会長 植田 勲君
日本炭鉱労働組合事務局 長 灰原 茂雄君

全国石炭鉱業労働組合書記長 早立 栄司君
全国炭鉱職員労働組合協議会事務局長 遠藤 一三君

本日の会議に付した案件
○石炭鉱業再建整備臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鈴木壽君) ただいまから石炭対策特別委員会を開会いたします。

石炭鉱業再建整備臨時措置法案を議題といたします。
本日は、本法律案について、意見を述べたいので、参考人として日本石炭協会会長麻生太賀吉君、日本石炭鉱業連合会会長植田勲君、日本炭鉱労働組合事務局局長灰原茂雄君、全国石炭鉱業労働組合書記長早立栄司君、全国炭鉱職員労働組合協議会事務局局長遠藤一三君の御出席をいただいております。

この際、参考人各位に本委員会を代表いたしまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は御多用中にもかかわらず、特に御出席いただきましてまことにありがとうございます。本委員会は、目下石炭鉱業再建整備法案の審査を進めておりますが、本日は労使の代表の方々それぞれの立場から忌憚のない御意見を述べたいと存じます。参考人各位には、最初一人十五分以内で御意見を述べいただき、そのあとで委員の質疑に応じていただきたいと存じます。それでは麻生参考人からお願いたします。

○参考人(麻生太賀吉君) 日本石炭協会の会長をいたしております麻生太賀吉でございます。日ごろ石炭政策の確立につきまして、本委員会の皆さま方には特別に御配慮をいただいております。

心から感謝をいたしております。本日は御審議中の石炭鉱業再建整備臨時措置法案につきまして、業界の意見をお聞きいただくことになりました。私もその意見を申し上げる機会をいただきましたことを心から感謝申し上げます。

御承知のように、昨年、石炭の抜本的安定対策が叫ばれて以来、石炭鉱業審議会を中心にして、関係各方面において慎重審議せられた結果は、昨年七月の審議会答申及び八月にきまりました閣議決定を経まして、先ごろ成立を見ました本年度の予算及び本委員会において目下御審議中の石炭関係諸法案にこれがまともにつけてきたわけでございますが、ようやくこれが近く実現に移されようとしていくのが現状だと思っております。問題が起りましてからこれが具体的な実施になりまして、二年間経過いたしました。もう世間では、石炭政策は、すっかり解決済みだという印象を持っておられる方が相当あるように思うような状態でございます。しかし、実はこれまで実施を見ましたのはごく一部でございまして、坑道掘進費補助金というようなものが一部出ましただけで、ほとんどの抜本策は、まだ、私どもから申しますと、お預けの状態になっているというのが現状だと思っております。二年前、石炭鉱業はすでに行き詰まりの極端を示しておりました。その後石炭鉱業の経営は、一方には物価とか賃金の上昇に伴いますコストアップ、他面において一般炭の需要減退に伴います過剰な貯炭、この先月末、五月末の石炭会社の手持ち貯炭は約六百七十万吨になっております。こういうふうな非常な貯炭がふえてまいりまして、今日までひたすらこの抜本策を頼みにして耐えてきたわけでございますが、申すまでもなく、その間政府及び金融筋のあたたい御配慮によりまして、つなぎ金融や返

済猶予等の一時しのぎの措置によって今日まで何とかたいたというのが石炭の状態でございます。しかしながら、その間におきまして経営の悪化は著しいものがございます。大手十七社の平均で申しますと、四十一年度におきましてトン当たりの純損益は実質的には六百数十円の赤字になっております。また借り入れ金の残高は四十年度末の二千億円が四十一年度末には二千二百十六億円にふえております。また資金の窮乏はいよいよはなはだしくなっております。本年度の資金不足は約四百数十億円になるのではないかと考えられます。したがって、金融筋の援助にも限度がございます。最近におきましては非常に危険な状態に入っております。二出でくるという状態でございます。

以上のような事情でございますので、目下御審議中のこの石炭鉱業再建整備臨時措置法案につきましては、特に一日も早く成立させていただきまして、すようをお願いいたします。私どももいたしましては、この再建整備法に基づきまして、異常債務の肩がわりを受けることによりまして資金をつなぎ、経営を正常な軌道に乗せていきたいという所存でおるわけでございます。

再建整備法の内容につきましては、とやかくここで申し上げる大きな問題もございませんが、ただこれらの運用にあたりましては、あまりに形式的、画一的になりまして、いわゆる角をためて牛を殺すという結果にならないような運用をしていただくようお願いいたします。国の手厚い御援助を受けているわれわれ企業としては当然と存じますが、企業は一つの生きものではないのでございますので、その行き方とかその他にあまり拘束されず、かえって石炭鉱業再建の所期の目的に沿わない結果になるのじやな

いかという心配があるからでございます。

われわれ業界といたしましては、再建整備法によります肩がわり、及び、現在予算に計上されております諸対策のみで再建にこれぞ十分だと考へておられないわけでございます。それは先ほど申し上げましたように初めの答申のときの想定以上に需要が減っておりますこと、また、この施策がうまくいかなかったために経理状況が悪化したところからでございます。したがって、まずこの法案が通りましたあと、肩がわりを受けることによりまして、当面の資金をつなぎまして、その上で、需給不均衡に対する方策であるとか、想定以上の経理悪化の改善策を今後抜本的安定対策の基本路線に沿って何とかお考えをいただきたいというのが私どものお願いでございます。

○委員長(鈴木素君) 日本石炭鉱業連合会会長植田勲君。

○参考人(植田勲君) 私は日本石炭鉱業連合会の会長植田勲でございます。

石炭政策につきましては、かねてより格段の御高配を賜わり、厚く感謝申し上げます。本日はまた、参考人として意見陳述の機会を与えられましたことはありがとうございます。

意見を求められました石炭鉱業再建整備臨時措置法案についてでございますが、石炭鉱業はエネルギー革命の中であつて急激かつ大規模な合理化を強行いたしました結果、過重な負担を背負ひ、経理は悪化し、経営基盤は崩壊の危機に瀕したため、二年前石炭鉱業の抜本的安定対策が検討せられましたことは御高承のとおりでございます。

昨年七月、石炭鉱業審議会の答申が出され、それに基づき石炭対策特別会計予算が成立し、関係諸法案の成立を待って、諸施策が実施に移されようとしておる現在であります。業界はこの二年間、抜本対策の実施が一日も早からんことを願ひながら、かろうじて経営を続けてきているのであります。答申において想定されました経理状況、需要の状況はこの一年間に予想以上に悪化してお

るのであります。このため、対策の実施まで持ちこたえられず、すでに閉山のやむなきにいたつた中小炭鉱も数多くあるのでございます。対策の実施が一日おくれましますことは、それだけ炭鉱の苦境はさらにきびしくなり、従業員の不安も増し、このため長期安定生産体制にひびが入る結果となるのであります。

したがって、この法案は一日もすみやかに成立していただきたいというのが私たちの本意でございます。法律が成立いたしましたら、経営を圧迫してあります過重な負担の軽減のための肩がわり措置はもちろん、他の諸対策も進まない現状であります。

なお、今後諸対策の具体的実施にあたりましては、政策の実施が大幅におくれたため、想定された以上に悪化している実態を十分考慮していただくとともに、中小炭鉱に対しては格段の御配慮をもつて運用していただきたいと存じます。

この機会に中小炭鉱として一、二お願いを申し上げます。第一は安定補給金についてであり、算のワク内でぜひ弾力的に運用していただきたいことでございます。次は、対策がおくれていますために、そのつなぎ資金、それから越後資金の確保につきましては、中小企業金融公庫の特別措置により借り入れができるようお願いいたします。

以上申し上げましたが、法案のすみやかな成立を重ねてお願いいたしますのでございます。以上でございます。

○委員長(鈴木素君) 次いで、日本炭鉱労働組合事務局長灰原茂雄君。

○参考人(灰原茂雄君) 炭鉱労働者を代表いたしましたし、率直な意見を申し上げます。以上です。

その前に、前の発言者の方もおっしゃいましたけれども、確かに非常に取扱いにくい状況の中における石炭産業の問題でありますから、いろいろと委員の皆さまはじめ、政府当局の皆さま方

もお骨折りいただいたことにつきましては、深甚の敬意を表しております。ただ、働いておる炭鉱労働者の実態の中から、ぜひ真剣にお訴え申し上げ、意見を申し上げます。

第一は、三回目の答申でございまして、抜本策という立場から、去年の八月にも閣議決定がなされました。そのときにやはり、労働条件の改善が必要だということを明記されておったわけでありましたが、たとえばことしも賃金闘争をやりましたが、こういう状況ですから、炭鉱労働者としては実力行使なぞしたくないわけでありまして、けれども、御承知のとおり、つまり七割というようなワクで、現実には申し上げますと、一方八十一円というところまでストップになったわけでありまして、経営者のほうも努力をいたされまして、一時金五千元という回答になりましたが、私どもはやはり炭鉱労働者として少しでも魅力のあるような、あるいは働いておればいづかよくなる、いままでも昭和三十四年から比べますと、すでに十五万人という仲間が去っております。五百近い炭鉱も閉山になっておるわけでありまして、そういう状況の中ですから、一生懸命いままでも働いていた者として、ほんとうに世間並みの賃金ぐらいいはほしい、こういうのがあたりまえでございます。が、申し上げましたとおり、わずかに七・四割というところで、一方八十六円です。これは月にいたしますと二千元以下でありまして、一時金は三千五百円になりました。で、いろいろな方が、炭鉱の賃金は七割というけれども、実際はふえるのだ、たとえば残業しているからふえるのだと、こういう意見があるのです。しかし、御承知のとおり、貯炭がありましますと残業しなくてもいい、あるいは公休出勤なんかもやめろ、こういうことになりまします。不確定な要素を含めて三千円ぐらいいと、こういうのです。しかも、いま申し上げたとおり、基準内賃金では非常に低い七割と、こういうことになっております。こういうことでは私どもはやはり問題がある、こう思います。

二番目には、保安の確立、雇用の安定、このこ

とが石炭産業の再建の基盤である、こういうことも閣議決定あるいは石炭特別委員会の決議にもありました。ところが、災害の問題でありますけれども、今年の六月十一日現在で百十八名の殉職者が出ております。これは例年に比べてよくないわけでありまして、少なくともいろいろな政府の施策はありましたが、災害も続きましたけれども、どんどんよくなる、災害が少なくなるということがあればいいのですけれども、すでに百十八名の仲間が殉職をした、こういう状況であります。しかも、いろいろな施策もあつたわけですが、たとえばガスマスクなども、働いている者が一つづつ確保して、いざというときにははいじょうぶだと、こういうことをやればいいのですが、いまのガスマスクは三十分ぐらいいきき目がいいというところになっております。もちろん通産当局の保安局長なども努力をされておりますけれども、にもかくにも三十分内外しかきき目のないガスマスクを、しかも一人一人みんなが持たないという状況なんです。これは御承知のとおりずいぶん深いところもございまして、一時間一時間半もかかるようなところがあるのです。そういう炭鉱の実態の、一番奥の切羽で働いておる労働者一人一人に三十分しかきき目のないガスマスクが持たされていません。こういうことも私たちは問題があると思ひますし、またガス検定器などについても、なるほど融資だとかいろいろありますけれども、まだ非常に不十分、こういうことが現状であります。

さらに雇用の安定と、こういうことになるのですけれども、災害はあまり減らない、また、保安対策も不十分だ、賃金は上がらない、せめて一時金、ボーナスくらいと、こうなるのですけれども、一時金につきましても、一番最高で去年の暮で、四万三千七百円というところなんです。四万三千七百円というのは平均二十年以上の勤続者、四十歳をこしている炭鉱労働者、この組合の人たちに四万三千七百円は最高であるということなんです。言うまでもありませんが、子供がやうと高校

を出た。女の子でもいいですけども、どこかに働いておられますと、すぐおやじのボナスを追い越してしまふ、賃金から一時金、期末手当まで追い越してしまふ、こういう状況です。ことしも私たちはよそと違ひまして六万円の要求を出しているのです。全炭鉱の皆さんと一緒にやろうとしているのですが、賃金にしても一時金にしても、もう少しその辺のところをやはり考えていただかないと私はうまくいかないんじゃないか、こういうふうな率直に考えております。

それから、いろいろ要望にわたる点であります、たとえばいまごろいろいろ問題がありますように、資本の自由化と、こういうことであります、やはり政府も当局も限度がある。日本の企業を守らなければいけません。資本の自由化についてもワタがあるのじゃないか、こういうことを当然おっしゃっていますし、これは国民の要望です。ところが、石炭に関しては御承知のとおり一次、二次答申もございましたけれども、将来先細りばかりです、こういうことです。

具体的に申し上げますと、当局その他の非常な御努力によりまして、たとえば原料炭が四十二年度一千二十万トン、こういうことになっておりますが、それが三十万トンふやして一千五十万トン、こういうことにいろいろ努力をしている最中なんです、需要ですね。ところが、第一次の答申のときには千八百八十万トンが四十二年の原料炭需給の割り当てだったんです。それから考えましても百三十万トン以上も減っているのです。第一次答申は三十七年の十月ですから四、五年前になりますけれども、そういうことになるのです。あるいは一般炭の問題が非常に多いのですが、電力用炭、これもいま二千五百万トン、これを二千三百三十万トンにする、こういうのが四十二年需要計画ですけれども、第一次答申では、昭和四十二年度二千五百五十万トンということが電力用炭で言われておった一般炭の需要なんですけれども、こういうぐあいに一次答申、二次答申、今度は三回目、抜本策と言われておりますけれども、炭鉱労働者

にいたしまして、一体それでいいのだからかと思うのです。鉱区、炭量もまだたくさんありますし、石炭も何とかここで真剣に需要の問題を解決していただかないと、石炭経営者はもとより、われわれは山を追われてしまふ。そうして閉山と同時に地域社会では中小企業、関連産業にもいろいろ問題が波及いたします。おまけに退職金もわれわれがもうにいたしまして、これも一〇〇%の保証がない。ようやく五〇か七〇というところに一応なっております。こういう状況の中でいろいろ問題があります。

とにかく石炭の位置づけというもののについて五千五百万トンと言われておったものが五千万トンということになったのですけれども、いま申し上げたのとおり、資本の自由化を含めて国内企業を守らなければならぬという立場から考えまして、将来、七五%も八〇%も外国のエネルギーに依存して、国内の石炭はほとんど減らしてよろしいということになると実態に合わないし、私どもは国民に訴えてもそれはおかしいということになると思ふ。幸か不幸か、まだ私たちの宣伝も足りないものですから、石炭は一応斜陽だと、こう言っておりますけれども、現実は一たん事あるときは要るわけですね。

ところが、縮小、縮小と、雇用の安定、保安の確立が必要だと言っておりますけれども、こういう現状ですから、いまの方針でいくと、石炭はほとんどにたいへんな状況になる。第一、労働者がほとんどやめていくことになる。いくら肩がわりを確保されても、融資をされましても労働者がほとんどに働けない機運である。賃金は安い、ボナナスも悪い、先行きも政府が考えてくれない、これではこういうことになるのは必然であります。これは何も私どもの賃金や労働条件のことだけではありませぬけれども、一体エネルギー政策の中で石炭がこんな状況でいかんということを私はぜひお考え願いたいと思ひます。さらに合理化臨時措置法の問題ですけれども、ことし合理化部会などいろいろなきめられたこと

は、たとえば能率で言いますと、平均四〇・二だそうですが、これを四三・八ぐらいに能率をあげていくとおっしゃる。それから一万人何千人かの人たちが山を追われる、閉山をされる。三百三十万トンですか、その程度の閉山があるということなんです。一方ではさらに労働強化と私たちは言いたい。くらに能率だけは何%もあげていこうという体制、しかもいま申し上げたのとおりの実態の中で、はたして抜本策にふさわしいような措置法であるのかどうかということについて、私どもは十分お考えを願いたいと思ひます。

きょうここで私どもがいろいろこまかいことを申し上げることは求められておりませんので、これからいろいろ院内で御討議があると思ひますけれども、私どもも一生懸命山を守ってきたつもりです。死にたくはありません。けがもしたくありません。人並みの賃金を要求する権利もあると思ひます。しかし、ストライキをしないように、一応そういう状況でありますから、この法案だけではありませぬけれども、石炭鉱業については、政府当局の考えを国民にも理解されるように、働いておる者が安心できるようにしてもらいたいというところをお願いいたしまして、要望にかえたいと思ひます。

○委員長(鈴木善喜) 全国石炭鉱業労働組合書記長早立栄司君。

○参考人(早立栄司君) 私全炭鉱労働組合書記長の早立でございます。諸先生方にはふだんから石炭対策につき格段の御努力を賜わっておりますことを感謝申し上げます。

さて私どもは、石炭対策の基本は、わが国内炭の一定規模を維持するために、強力な国家的な助成と、それに対応するところの公共的規制を實施していくことにあるというふうに考えておるわけでありまして、したがって、そのような意味におきまして、昨年の七月に出されました答申に基づいて抜本策が今日實施をされようとしておる。その抜本策の最も大きな柱として、各炭鉱企

業がかかえておるところの異常債務を国が肩がわりをするということ、さらにそれとの見合いにおいて必要な規制を行なっていくという、こういう趣旨に立つところの石炭鉱業再建整備臨時措置法案に對しまして、私どもは基本的に賛成をいたしますとともに、先ほど来経営者代表の参考人が述べておりますような、今日の非常に窮迫した石炭鉱業の実情でございますから、この法案を一日も早く成立をさせていただいて、この法律に基づくところの個別企業に対する具体的な施策の展開を一日も早く實施をしていただきたいということとをまず冒頭、心からお願ひを申し上げます。

さて私はこの機会に、石炭鉱業再建整備臨時措置法の実施、運用に關連する問題について、特に私どもが痛切に感じておる点の一、二を要意見として申し上げます。

その第一は、この法律に基づきまして、個別企業に対する補給措置、肩がわりその他の救済措置が實施されます際に、それぞれ企業の現状における問題等は十分いろいろの角度から検討され、それに対応されることと思ひますが、あわせて今日までの、つまり過去における企業努力、あるいは労働者の努力というもののについても十分評価を行ない、これにこたえるという配慮をも含めてひとつ施策を實施をして、いわゆる正直者がばかみないというような立場において施策の個別企業への展開というものを實施していただきたいということが第一の希望でございます。

さらに第二には、この石炭鉱業再建整備臨時措置法案の国会に対する提案理由を拝見いたしますと、その中に、一この措置の対象となる石炭企業については、今後、長期間にわたる安定的な出炭を確保するため、その再建整備について適正な計画が樹立され、かつ、その誠実な実行が義務づけられるべきである」という考え方が出されておるわけでありまして、われわれがそこで問題としたければならないのは、先ほども炭原参考人が申し上げましたが、炭鉱の労働対策に關してでありま

分と両方合わせまして、四万五千五百円になっておる。東京都の場合には、同じように国からの二十・五日分と、加えて失対からの補給分と合わせまして、これは区によって違いますが、一番低いところで三万七千円、高いところで五万七千円という期末手当をもらっておる。炭鉱の場合は先ほど申し上げましたように、一番高いところで四万三千元という程度、低いところでは二万円以下のところは中小炭鉱にさらにあるということでありまして、これではほんとうに炭鉱の労働者がやめていっても、たとえば失対労働者になったところでもこれぐらいもらえるのだからというような考え方も出てくるでしょう。同時にまた、私ここで具体的に申し上げませんが、失対労働者と炭鉱労働者との、特に炭鉱の坑内労働者との労働態度、作業態様の違いというものは、私たち申し上げなくても、先生方十分これは御想像つくことだと思ひますが、そういう炭鉱の労働者の期末手当がこの程度でありますから、これではほんとうに炭鉱が必要とする労働力を確保して、そして同時にそのそれぞれの労働者がほんとうに腹の底から、しっかりとがんばってりつば炭鉱をつくりあげていくんだというような再建意欲に目ざめていくような、再建意欲を持って取り組んでいくような、そういう態勢をつくりあげていくことが非常に困難になつてくるのではないかと。こういう面についての相当なる改善措置というものがなされていく限り、他の面において幾ら近代化施策が進められていったとしても、ほんとうに再建整備措置法に言うところの長期にわたつて安定的に出炭を確保していくという、そういう態勢が炭鉱でつくられるかどうか、非常に私も疑問にすると同時に、その事態を懸念せざるを得ないわけでありまして。

こういふ意味におきまして、私お願い申し上げます。いままで申し上げましたような労働対策面におけるおくれ、この面についての措置が今後の石炭産業再建対策上きわめて重要な問題であるということについて、諸先生方も御承知のこと

ところと思ひますが、十分ひとつ御理解をいただきまして、今後の再建整備措置法等の運用にあつて、これらの改善措置が十分織り込まれ、同時にその実現を可能とするような政策のアフターケアを実施していただくように、国会の場においても格段のひとつ御努力をお願いしたいと思ひわけでありまして。

最後に、私も今日までも、真剣に石炭産業の苦しい中でがんばって続けてまいりましたし、今後、いま苦しいけれども皆さんがしっかりとがんばってやっていけば、必ず石炭産業の未来は明るいものになる、われわれが希求するような魅力ある炭鉱が実現されるということで、働く者労働者一人一人にもそういう希望を持たせて、またわれわれ労働組合の姿勢そのものもそういうところに置いて取り組んでまいりましたし、今後とも取り組んでいく決意であります。しかし、ただそういう精神的なわれわれの組合に対する説得のみではなかなか問題の解決にはならないわけでありまして、われわれの取り組みべきそういう決意、意欲とあわせて、全炭鉱の労働者に訴えていくというわれわれの説得と、それに加えて労働者がほんとうに身に感じ、はだに感ずるような具体的な労働条件の向上施策というものを、ぜひとも今後の石炭対策上の、言うならば長期にわたつて安定的に出炭を確保していくための重要な対策という立場において、これらの点をぜひとも御検討願ひ、対策の御考慮をお願いしたいことを最後にお願いを申し上げます。きわめて簡単でございますが私の意見にかえたいと思ひます。

○委員長(鈴木善喜) 次に全国炭鉱職員労働組合協議会事務局長遠藤一三君。

○参考人(遠藤一三君) 炭協協の遠藤でございます。前の四人の方々が語る述べられましたのでございすが、せっかくの機会でございますので、多少重複する面もあらうかと思ひますが、二、三の問題点につきまして述べさせていただきます。思ひます。

まず最初に、今度の石炭新政策をわれわれはじ

め一般組合員がどう受けとめておるかということでございます。按本策と言われておりました答申、そしてそれに基づいた新政策、そしてこれに基づく初年度予算だけに、私もとしましては諸先生方あるいは政府当局にもいろいろとお願ひをし、また期待もしていただいております。しかしながら、端的なあらわれ方としまして、今次賃金交渉で見られるごとく、政府首脳の方々いろいろ御努力をなさつていただいたにもかかわらず、他産業では一・二%から一・三%と上がつておるのに対しまして全く遊離しました七%で押え、管理炭鉱におきましては三%ということでありましたので、このことは予算的には五百二十一億という膨大な予算でございますけれども、その内容につきまして、施策がほんとうに按本策にふさわしいものかどうかということになりますと、この点私も幹部はもちろんでございすが、一般組合員も技術的なものではないというふうな非常に失望しているというのが実態でございす。い

ういうふうな少ないわけでございます。これらの施策をもつても、なおかつ二、三百円程度の赤字だといわれておりますが、これは企業の背景が根底に横たわっているからでありましよう。さらにまた、今後の展望を見ますと、物価それから運賃、電力料金、それから異常な貯炭でございすから、貯炭の維持経費の増大、それから賃金など、コスト要因は上昇の一途をたどることは明らかでございます。反面、炭価は据え置き、むしろ低下しつつあるのではないかと。さらにはまた今後の生産能率等をいろいろ考えた場合、企業のみでの努力ではなかなかこのコストアップを吸収し得る状態にはないということもまた明らかではないかと思ひます。したがって、先ほどから労働側の代表からいろいろ言われておりますが、企業再建の原動力でありますところの労働力の確保、それからさらには生産意欲の高揚をはかるためにも、社会性に順応した賃金であること、さらには石炭産業のビルド対策に重点を置いた真の按本策にふさわしい諸対策を講じていただきたい、こういうふうな心からお願いする次第でございす。なお、これまでの対策が常に時期おくれという感もいたしますので、補正もしくは明年度の予算で思い切つた按本策を講じていただきたいとお願いする次第であります。

次に需要の確保についてでございますが、鉄鋼の好況からして原料炭につきましては当面問題はないようでございますけれども、問題は一般炭でございす。一般炭の大口需要先である九電力につきましては二百三十万トン、それから電力計としましては二百五十万四千四万トンの需要計画で昨今よりかは約二百五十万トンの増が見込まれておるわけでございますが、反面、いわゆる政策需要以外の一般炭の需要は客時見通しよりも百六十五万トンも減退をする見通しでございます。ちなみに四十一年と四十二年の二年間でこの一般炭の減退が五百六万トンにも達しているということは、私も重大な問題として取り上げねばならない、こういうふうな考へております。

その内訳を見ますと食料品あるいは繊維、紙、パルプ関係が百二十五万トン、それから化学工業が百二十万トンで、この二年間で約二百四十万トンのものが減退をいたしているというところがございます。今後、重油ボイラー規制法の失効等の関係から、こういう傾向はなお拍車をかけるのではないかと予想されますし、また一般炭のうちの暖房用炭につきましては四十年程度までは幾らか増す傾向であったわけでございますけれども、重油の進出によりましてこれも年間三十万トンの減退をしてきた。四十一年、四十二年では三十万トンの減退、さらに今後この減少傾向が続くことが予想されます。結局四十五年程度までは答申よりも少なくとも二百万トン程度減退の方向で狂うのではないかと、こういうふうに考えられますので、緊急な対策が必要であらうというふうに判断いたします。

一方、貯炭のほうでございますけれども、先ほど麻生会長さんのほうからのお話がございますけれども、ことしの三月で千三百十五万トン、それから明年の三月ではおそらく千四百万トンに達するであろう。ひいてはこのまま推移するならば、四十五年には千五百万トンとなることも予想されますので、この面は資金繰りあるいは企業収支に重大な影響を与えることは明らかであります。したがって、このようなことは不十分とはいえず、せつかくのビルド対策を無にすることでもありますし、また生産意欲の減退にも波及する問題でもありますので、そのうち特に貯炭の特定会社への片寄りは政策の破綻をもたらすものでございまして、ひとつ貯炭対策というものは最重要項目として御検討をお願いしたい、こういうふうに考える次第でございます。

対策としましては、一応一般産業への需要拡大というものはなかなかむずかしいわけでございますから、勢い政策需要の拡大ということにならざるを得ないわけでございます。昨年国会で御決意いただきました電火力の三基増設を早期に御決定願ひまして、そうして着工に移していただき

たい、こういうのがお願いでございます。また一般産業につきましても、電力用炭と同じような形のもので奨励金制度というものも御検討をひとつお願いしたい、こういうふうに考えるわけでございます。

それからこれは政府に対するお願いでございますけれども、業界の努力としましては暖房用炭の販路の拡大、こういうことをひとつお願いできぬものだろうか。一つには燃焼器具の改良を推進する。石油のほうではポット式という新しいストーブがどんどんできておるわけでございますから、石炭のほうでも機器の改良を行なう、そうしてPRをし、アフターケアもするという態勢も必要ではないかと思ひます。それから、おもに北海道関係でございますけれども、今度は関東、北陸、東北方面までひとつ新規需要開拓を行なうための調査なり、あるいはそういう班をつくっていただいて、そうして積極的に暖房用炭の確保につとめるべきではないかと、こういうふうに思ひます。あわせてこれらに対する行政指導なりあるいは資金的な援助なりもお願いしたい、こういうふうに考える次第でございます。

次に貯炭でございますけれども、何といつても、いま急にこの貯炭を解消するという見込みはないわけでございますので、こういう貯炭が資金繰りあるいは企業収支に重大な影響を与えますので、ひとつ無利子の貯炭融資なり、あるいは安定供給というたてまえから三百万トンないし四百万トン前後のプール貯炭ということもひとつ考えてはどうかというふうに考えております。

次に保安対策でございますけれども、三池の大災害あるいは山野、一昨年で起きたああいふ統廃した大災害はこのころ起きませんので、非常にこの面は喜ばしいことでございます。しかしながら、頻発災害による死亡者なり重軽症者はあとを断たないわけでございます。昨年の実績でございますけれども、死亡者は何と四百三十六名とございますから、二日に三人は殉職されておる、こういう状態でございますので、重軽症者

は昨年の統計によりまして約四万五千人、一稼働日当たり百五十名がけがをしておる、こういう実態でございます。頻発災害に対します対策は、いろいろ保安局を中心にして検討しておるわけでございますけれども、なかなかこれだというきめ手はございません。しかしながら、その背景としまして、やはり一つには貧困した石炭産業の暗雲ムードというものがあったよって限りのなかなかな明る職場なりそういうものはできないわけでございますから、こういう精神面のものを払拭する意味においても、先ほどお願いしましたような収支の改善なり企業の改善というものをひとつやっていただきたい、こういうふうに思ひます。

それから災害につながる問題としまして、もちろん賃金の問題もございまして、基本的な技術の面が欠けておる面も非常に災害の原因として私どもも見受けるわけでございます。それからモラルの欠けておる面も確かにございまして。したがって、これらについては何といつても徹底した保安教育を通して改善をしなければならぬ。直らないのじゃないかと、こういうふうに考えております。幸い保安局等の御努力によりまして、ことしは九州、北海道に半分ずつ、来年は常磐にもということで保安センターの設置が一応決定をされているわけでございまして、どうかその保安センターを設置しても、今後の運営につきましても、なかなか企業からは人は出せない、そういう面が危惧されますので、そういう運用の面についても当局あたり、あるいは諸先生方の側面的な御援助もひとつお願いしたいと思ひます。

それからもう一つ、災害の原因になっておりますのは、やはり労働時間の問題、もちろん年齢構成の問題もございまして、労働時間の問題も取り上げなければならぬじゃないか、常時生産体制としましては二時間残業、いわゆる一日当たり十時間労働、いよいよ二時間労働をやっていると、ころもございまして、炭鉱労働者の平均年齢が四十歳というふうに言われておりますので、やはりこの面からもひとつ保安対策にメスを入れまして、十時間あるいは十二時間働かなければやらない山の実態でございますから、こういうことを政策の抜本的な素材として取り上げてもらうて改善をしていただきたいと思ひます。

次に経理規制の問題でございますけれども、国家の資金が非常に企業にいくわけでございますから、当然経理規制というものは厳重であるというふうに考えます。ここで、私どもは職員でございますから、何とか石炭産業というものはこれより飛躍的な発展はないわけでございますから、横ばいという形でございまして、他の仕事なり事業を起こして、そして企業を繁栄させる、こういうこと

で、いかなければならないと思ひます。したがって、いままでの、いわゆる傍系の会社をつくるのかなんといつても、非常にちやちやな事業でございまして、どうかひとつがっちりした大規模な事業をつくっていただきまして、これからのいろいろ流通機構の問題とかで合理化が推進されるでしょう。その人員を引き取るためにも、そして共存共栄のためにも、ひとつ寛大な措置あるいは特別な措置を講じていただきたいと思ひます。

以上、簡単に申し上げましたけれども、何せいま一番私どもとしては、先ほど申し上げましたように、失望という態度が非常に強いわけでございますから、ひとつ今後当面の目標でございます五千万トン、さらには四十五年ごろには五千万トンの位置づけをなされまして、そしてこれは国の恩恵的なものではなくて、国の要請として受けとめられるような国の姿勢、こういうことが確立されるならば、私どもも炭鉱マンとして誇りを持って、そして将来に明るい希望を持って働けるもんだと、こういうふうに考えております。簡単にございまして、意見にかえさせていただきます。

○委員長(鈴木壽君) 以上で参考人各位からの意見の陳述は終わりました。

質疑のおありの方は、順次御発言願います。

そこでそういう点はあした大いにやりたいと思

第十八部 石炭対策特別委員会會議録第八号

そこでのいまの石炭産業というものが一体どうい

といったしますと、そこに矛盾する問題が出てま

昭和四十二年六月二十一日 参議院

それからもう一つの問題は、私が心配するのは、

しかし、そうは言っても、何もなくてもいい

そこで、私は今度の予算の中では、たとえば鉄

なるほど近く、すでに稼働しているところもある。

七

策でもって五十億円金をくれてやるというよう
な、そういう方向だけではなしに、どうして、も
う少し前向きに、いかにして需要確保するため
にどうするかというところで頭を使わないのかとい
うことを常々私は強調しているわけですがね。

ですから、たとえば負担増対策の問題にしたつ
て、電力や鉄鋼に限定をしないで、もっとやはり
幅を広げてやるか、あるいはまたたかりに油を使
う場合と石炭を使う場合で、その設備というもの
が、金がいけいかかるとかいうような場合であり
ましたならば、低利の金を融資するかわりに、そ
の金利の差は、たとえば石炭特別会計の中でこれ
を負担してやるか、いろいろそういう前向きの
姿勢が私は必要ではないかと思うんであります
が、しかし、私がここでこういうことを申し上げ
ても、おそらく麻生さんは、いま法律は通って
いないのだから、その段階で、この対策ではとも
石炭は生き延びられませんかというところは言
はずでもないし、また言うべきでもないと思う
から、おそらくともなう答えはできないと思
うが、事、需要に關してのみは私は関心を持つとい
う意味において意見があらになるのではないか
と思うし、かりにここで麻生さんが御意見を述べ
られたからといって、われわれはそれじゃ、あし
たこの法律案は通さないとか、あさって通さない
とかということをやうわけじゃないのでありまし
て、ひとつお答えをいただければ幸いですと思
います。

○参考人(麻生太賀吉君) いまの御質問、二点
あったように思います。最初のほうのからお答え
いたしますが、これは先ほど私のことばが足りな
かったのかも知れませんが、先ほど一番最初に述
べましたときに、この法律でもって角をためて牛
を殺さないようにしていただきたという一語に
尽きておるわけでございますけれども、私どもと
いたしまして、これからこういう私企業に対して
これだけの大きな国民の負担をする税金でもって
めんどろを見ていただく、政府資金でもってめ
んどろを見ていただくことになるなら、政府

の監督のあるのは当然だと思ひます。しかし、そ
のあり方というものについては、いま大矢委員が
おっしゃったように、いろいろ心配いたしておる
点は多々ございします。これは、これからの監督官
庁と申しますか、お役所の、政府の良識によつて
そういうことが起こらないようにしていただく、
まあ起こらないものだ、こういうふうなことに
なると、こう思ひます。御心配の点は私は同じ心
配をいたしておりまして、よく御理解をいただ
いて感謝しておるわけでございます。

需要の問題でございますが、これは現在やはり
一般炭のほうが問題だと思ひます。原料炭よりも
で、これも先ほど一番最後に触れました、この法
案が通りましたあと、この法案を骨格として、その
上にアフターケアをお願いしたいということ、
先ほど申したように、需要の問題もちょっと触れ
たのでございしますけれども、やはり私は一般需要
と申しますとちょっと——御承知のことござい
ますから私から申し上げるまでもないことと思
ひますが、ヨーロッパ、ドイツとかイギリスの石炭
と油の値段は大体合つております。そして、その
上に乗つての市場での販売をやつておるわけで
ございします。日本の場合、石炭の値段と油の値段と
の非常な違いがあつたまま動いてゐる。そし
て、大きな政策需要である電力であるとか鉄にお
いて、大体負担増対策をやつて、一般の企業には
ないということでございます。考えようによ
ると、逆の形のほうがよいいのじゃないかと思
ふこともあるわけで、現在はそういう状態で、無理
を願つて大きなところに、大口のものに非常にウ
ェイトを置いてやつていただいてゐるという政策
がとられてゐると思ひますが、いまの一般需要を
何とかふやそうと思ひますと、やはりこの価格
の問題を少し考へていただかないと販売とい
つても非常にむずかしい。

そこで、やはり政策需要というものを一般炭に
ついでにはふやしていただくというお願いになるわ
けでございますが、この前から、電燈の火力を
もつとふやすという話が出ておりますが、それも

ございします、私といつたしましては、もう少し石
炭の出ますところでございしますね、運賃をかけな
いところで電力にするということをもう少し考へ
ていただけないか。例をあげますと、三池、常磐
という二カ所になるかと思ひますが、こういうと
ころで東京電力なり、九州電力がやると申しま
すか、場合によつては地元と、大牟田は三井グル
ープ、常磐には共同火力というものが現在あるわ
けでございますが、こういうものを各自持つてい
くというところの需要増というものを考へていただ
くと、私はいまよりか——結局、電燈火力をつ
くると、これは今後つくるといふことになりま
す、この五百億のワツクの中で、その建設のある程
度のお手伝いをするといふことになるわけござ
いますから、そのなるべく少なくて済むもの
と考へますと、やはり現地にづくつておる共同火
力の形でづくつていくという形にすることが一番
目先の政策需要と申しますか、一般炭の需要をふ
やす方法としてはいいのじゃないか、こういうふ
うに考へております。

○小野明君 大体大矢委員の質問したような点で
私も疑問を持つておるのでありますけれども、こ
の再建整備臨時措置法なり、あるいはこの石炭対
策特別会計と、こういふものによつて抜本策に
なり得るかどうかという点で、非常に私も疑問を
持つてゐるのであります。その疑問のあります点
は、先ほど麻生さんが言われましたように、非常
な貯炭量。昨年からは、この点については全然減つ
ておらぬ。減つておらぬどころか、むしろ増加の
傾向にある。こういう点で、おっしゃる通りに、
やはり政府の需要対策というものが不徹底に終
わつてゐる、こういう欠陥があるように私も考へ
るわけですが、当面はそういう三池なり、あるい
は常磐に電燈火力を拡充、あるいは新設をするとい
ふことで補ふることもできませんけれども、ある
いは流通対策としては、さらに貯炭の問題に対処
する恒久的な対策、案というものが要るのではな
いかということが一つであります。

炭のウエイトがずつと下がつており、逆に油のは
うがずつとウエイトが上がつておる。このまま推
移しますと、野放ししますと、これはたいへんな
ことになるのでありますけれども、昨年の、おたく
から出ておる「石炭時報」を見てみますと、昨年
の輸入炭というのは最高であつたというわけだ
すね、いままでの数字でみますと、千九百五十一万
トン程度になつておるわけですね。これはまあ無
煙、煙青と、こうなるのですが、原料炭なんです
けれども、この点が、当然鉄鋼がうんと使わな
ければならぬのに、輸入炭にたくさんウエイトを
かけておる。国内炭を多く使わなければならぬの
に、外国炭がいままでの最高の輸入を示して
おる。こういう点について御意見を伺つてみたい
と思ひます。

○参考人(麻生太賀吉君) いまの輸入炭の問題で
ございします、これは少し申し上げておかないと
おわかりにならないかと思ひますが、輸入炭は
一般炭はゼロでございます。原料炭、特に強粘結
炭がおもで、次に弱粘結炭と、この二つだけで
ございします。昨年の場合も、それは鉄鋼があれだけ
伸びたのでございします、国内炭だけではま
かないきれないわけでございます。それで、あ
いふうに輸入炭がふえておりますので、輸入炭が
弱粘、強粘がふえたために国内の弱粘炭が出炭を
押えられぬといふことは、あまり影響しておら
ないわけでございます。国内の弱粘炭は、現在で
も、ことしも相当の輸入量になります、それを
さしても、国内炭だけではまだまかないきれ
ない。最近また弱粘炭が足りないので、鉄鋼で輸入
するといふ話も出てゐるくらいであります。これは
歴史的に見まして、昔、戦争前は満州、中国から
全部輸入してゐたものでございします。国内に
ない炭は、先ほどおっしゃった数字の半分くらいで
ございします。あとは国内にもございします、国内で
まかないきれないものを蒙州なりカナダから持
つてきてゐる、こういう数字でございまして、いま
の貯炭のふえてゐるものは、先ほどお話をしま
した一般炭の貯炭がふえてゐる、こういうふうに御

第十八郎 石炭村兼特別委員会会長義経第八号
ウラン鉱にするだけの金の余力が石炭業界にある

う私企業の限界をこえているという感じを持つわ

階では私はその時点でないというふうに申し上げ

九 外国の石油を全部使いますということなら別です

けれども、いまの植田さんもおっしゃったように、ある程度の、五千五百万トン程度の石炭はどうしても国内で保有しなくてはならぬ。需要もほとんどに全能力を発揮すればいろいろと方法はあつた。石炭の使い道はあるのだ。たとえば、スラリ輸送とか、あるいは専用船の問題とか、電増設の問題とか、いろいろあるわけだ。そういう点をいろいろやれば需要は確保できるわけだ。そうなら、そうなりますと、資金も世間並みにならなければならぬ。それそれ命も健康も保障してやらなければならぬということになって、それから私企業でもうかつた取り上げでしようということになりますと、これは私企業の限界というのは経営者のほうで言うでしょう、資本のほうで。だからどう考えましても、まさに私企業の限界であつて国の責任でやるのが当然だ。現にいろいろ公団、公社はほかにもあるわけだ。たとえばイギリスだつてフランスだつて一部そうだし、国有炭鉱はたくさんあるわけですから、あるいは公社化していろいろあります。

ただ問題は、公社化したり、国有化すると、労働者は働かないだろう、こういうのです。労働者はこういう低い賃金でも山をおりたくても山を守つて働いておるのです。つまりそのことが地域社会では炭鉱が中心になつて榮えておるような根拠となつております。だから国有化になつたらなまけるということでは話にならないので、そんなことはないわけです。ただし、保安を十分にしたことによつて多少でも石炭の能率が下がるということがあつたとすれば、それはいままでのほうが悪いのであつて、普通の国民を保護すると同じような立場で石炭労働者もめんどろを見てやる、命や健康の保障をするということであれば、その前提に立つてやはり一生懸命働くということになり、先行きも安定だ。いつ首になるかしれぬ、いつ山がつぶれるかわからぬということで、そうでないとなれば、私はいま私どもの日本炭鉱労働者の組織でも、全炭の皆さんも、炭協も国有になつたらなまけるといふことではないので、そう

いうことはないと思います。ただ問題は、そういういろいろな関連はありますけれども、国民の皆さんにもアンケイトでもとれば、どうしても必要なら国有化しないといふことになるだろうと思ひます。また一説では、当局のほうもいろいろやるけれども、これは私企業の限界だから施策であり、これは何も国有、国管を全く無視してあくまでも会社だけを守つてやるということにならぬはずだ。そういう意味でいいますと、やはり具体的に公社をつくる、あるいは国管をもつと強化するといふ方向にあるのが常識的な理解ではないかと考えております。これは決してイデオロギーで言うとか何とかいうことではなくて、事態は実際はそうじゃないかと、こういうふうには私に考えます。

○参考人(早立委員) 私ども全炭鉱は、実は結成以来、石炭産業の社会化すなわち公有化ということを目指して掲げてきております。しかし、しからば現段階においてその点についてどう考えるかということになります。私もいまは炭鉱を国有化すると、国営にするとかどうとかいう、そういう制度的なものを考える前に、制度的なものについて云々する前の段階として、ともかく今日のエネルギー革命の中で、国が必要とする炭鉱をしっかりと握つて維持できるように、炭鉱の労働者もほんとうに喜んで真剣に取り組んでいくような、そういう魅力ある炭鉱をつくり出していくということに考え方を持っていて、そのためのいろいろな施策というものを追求していかなければならぬし、そういう意味で、私は先ほど冒頭に申し上げたような必要の面については、国から強力な助力を求め、同時に対応するところの国家的規制、公共的規制というものがなされていく、そういうものが炭鉱対策として必要で、必要のためにそういう措置がなされていった結果が実際の国有化されていくという状況にだんだんなっていくかもしれないが、いまのためにそうし

なければならぬということではなくて、必要なことは制度的なものの以前の問題としての炭鉱対策であると、こう考えておるわけでありませう。

私もこの石炭対策について、もう少し具体的にいへば、たとえば私企業であつても国のこのほどの強力な助成を受けるからには、それとの対応においてそれが私企業だから勝手気ままといふことは許されせんから、炭鉱全体が生き伸びるために、発展していくために必要な措置といふものは、それぞれ企業の意思を離れて、国家的な指導といふべきか、そういう措置を受けつつ、いろいろの施策といふものをなしていくべきである。その具体的な面についていへば、たとえばばしば言われるような炭鉱の調整、統合、これも必要であります。そしてメリットがあるならばその地域についての企業の合併、集中、統合といふようなことも必要でありませう。あるいは流通機構等についても必要な面については、機構を改革するなり、あるいは統合するなりといふような措置も必要になつてくると思ひます。あるいは労務の面については、国からのいろいろな保護、助成、援助を受けつつ労務対策の実施をしていくわけでありませうから、そういう関連において、労務対策面についても、必然的に、ある程度労働条件の平準化といふものが志向されていかなければならなくなつてくると思ひます。そういうような措置を通じて、炭鉱のいわゆる協同化体制というものが実際につくり上げられていく。つくり上げられていった結果として、それが公有化という段階に発展していく。こういうことになつていくのではないかと、こういうことを描きつつ、現段階では、最初申し上げたように、制度的なものの以前の問題としての実際の対策面に集中していこう、こういう考えで取り組んでおるわけでありませう。

○参考人(通藤三三君) 私どもの組織構成は、まあ近き将来経営者に入るといふ人もおるわけでありまして、非常に、この国管あるいは国有であるか、非常に討議がしづらい問題でございますだけに、まだ、これらについての結論と申しますか、

そういうものは出してないわけでございます。したがつて、ここで私がいひとか悪いとかいふ問題は述べられないのでございませうけれども、確かに国の援助なり助成策が拡大すれば拡大するほど、そういう国管、国有民営ですか、こういうふうになつていくのではないかと。また、現在の置かれてある労働条件等の問題から、やはりそうしたほうがいいのではないかと。陰の声は聞きますけれども、組織としてまだ決定してないわけでございますから、ここでどうのこうのは言えませぬので、私個人の考え方として述べますと、やはり早立さんが申し上げましたように、まだ私企業として努力する余地が残されているのではないかと。たとえば炭鉱の調整なり、これは当局あたりの相当強い行政指導を要する問題でございませう。あるいは流通機構の整備の問題、こういう問題も、もつと私企業内で最大の努力をしての経過を経て、そしてこの問題が論ぜられるべきではないかと思ひます。それから、ひとつ国有とそれから私企業という形でどちらがメリットが上がるだろうか。炭原参考人が、これは働かないとかどうとか、そんなことはないといふ申しました。確かに日本人は勤勉でございませうからそういうことはなと思ひますけれども、ただ私どもの態度としては、やはりいままで一生懸命やってきましたのは、山を愛してそしてまあ会社を愛する申しますか、そういう愛社精神がなつていくわけでございますから、同じ国の助成をするならば、国有国管という形で同じ金をあつてするよりも、やはり私企業という形でやつたほうがむしろメリットが、いまの段階では私にはあるのではないかと、こういう気がいたします。以上でございませう。

○阿部竹松君 御参考人の方々にへん忙しい方々なので、時間も三時過ぎましたし、簡単にひとつお聞きして参考にしたわけだ。恐縮ですが植田さんと炭原さんにお聞きいたします。いま御意見を聞いても、法律は将来十年にわたる法律ですから、いまこの時点の現象を見てなかなか私どもも判断しかねるわけですが、通産大臣

のお話をお聞きすると、これでいいでしょう。まあ、まあこうおっしゃっていただけるわけですね。私も社会党の立場からすれば、なかなか通産大臣、あなたのおっしゃるとおりにはまいりませんよと、まだまだ足りませんという事で、委員会で議論しておるわけですが、さいせんの早立参考人のお話の中にあつたように、もうすでに、法律がきまらぬうちにアタワーケア云々と言つて議論しておる人もおるわけですね。まあ不幸にして私どもの、これは足らぬという意見が当たらぬで、通産大臣のおっしゃる、これでいいでしょう。御意見が当たればけっこうなんだが、これから植田参考人にお尋ねしたいことは、いろいろと五人の方からお伺いしましたが、労働力が足りない。しかし反面石炭が余つておる。売れない。労働力が足らぬ、石炭が余つておる。しかし一番使つてくれる電気会社は、これはいやだいやだ、なるべく油を使わしてくれぬか、こう言うておるわけですね。したがって、これ話としては、労働力が足りませんよ、石炭は余つておる、何とかせいで、あるいは電灯会社はなかなかうんと言わないが、石炭局長に言つて電灯会社をくどくと言ふことはできるのですが、現実の問題としてなかなかその三つは矛盾しているわけですね。

さいせん遠藤参考人が、これから需要の拡大をせいで、努力してくれぬか、こういうお話でございましたが、一月から地方選挙あるいは衆議院選挙がございまして、九州から北海道までずっと私歩いてみました。これはまあ九牛の一毛で、これはもう九九九以外の一しか見ない私の発言かもしれないけれども、石炭関係のある山の事務所、そういうところが重油をたいておる、暖房のためにね。石炭あつておるから、暖房のためにね。重油によつて暖房をとつておるわけですね。こういう現実の姿を見て、私がっかりしました。国会でわれわれが議論することと現実とはなかなか違ふと、まあこういうことを考へてですね、政府が出してくるものを、われわれ立法府なんですから、行政府で出したものを立法府のわれわれは

真剣に討議し、イエスカノーの結論だけ出せばいいわけですが、しかしそれではいかぬので、私も議員という立場を離れての発言であるかどうかは別として、これはやつてくれませんか、これはこうこうですよと、とり上げてくれるか、とり上げてくれぬか、意見を具申したり、またお答えを聞いたたりしていることがあるのです。しかし結論は、いま言った石炭はほとんど使ひなさいと言ふけれども、なかなか自分が掘つておる人さへ油をたいておる。石炭を使ふと言つても無理な話ですから。これは麻生会長、いやみで言つておるのではないのです。そういう小さい九牛の一毛を見て結論言つてはいかぬけれども、そういう現実の姿を見て、人が足らぬ、しかし石炭は何千万トンも余つておる、日本の政府はけしからぬ、通産大臣何しているかと、声を大きくしておる。これは簡単ですが、この現実を処理しなければならぬ。せつかく参考人おいでになつたのですから、この問題を、参考人という立場を離れてもなつてもけつこうですから、これはどうしたら解決できるのですかというのを参考人にお教へ願ひたい。これは植田参考人にお願ひしたいのであります。

次に炭原事務局長にお願ひすることは、一千万の金を出して、前回特別会計で五百二十億がきまつたのですが、私も社会党の立場からすれば、一千万の金を炭鉱経営者に出すのは大反対。国民の税金を、炭鉱経営者もつらいかもしれせん、しかし、炭鉱経営者に出すことは私も反対。しかしながら、炭鉱経営者をつぶしてしまえば、そこは何万かの炭鉱労働者の家族がある。角をためて牛を殺すようなことをやつてはいかぬのですから、反対だと言ひながらも、これは何とか通るよ、努力しているわけではありせんけれども、とにかくそこあたりでわれわれ非常な苦勞しているわけですね。ところがあの条文を見ますとね、何年何月から何年何月までの赤字であつて、したがつてその間の赤字になつたものでその種類は何々であるという定めがあるわけですね。し

たがひまして、私はやがてこの委員会が皆さん方お帰りになつたあとで、当局にお尋ねしてみなければならぬけれども、あれをものさしとしてあれすると、どの会社かどのくらい一千億のうちで融資を受けるかということがわかるわけですね。そうすると、三井、三菱、北炭、住友、こういふところがA級に該当するであろうということが想像されるわけですね。したがひまして、これから炭原さんにお尋ねするのだが、さいせん申し上げましたとおも、一千億に反対しなければならぬのですけれども、そのあとにおける労働者家族を何とかしてやりたいというだけ目をつぶるわけですから、そのときに、私もこの委員会ではございせんけれども、社会労働委員会にかかつておるかつていまい、五年前の炭鉱爆発で膨大な犠牲者を出した三井三池、三井鉱山が出るわけですね。さつぱり労働者を優遇してくれぬかという事で、毎回問題になつておる。だからそのあたりわれわれもう少し事情がわかればお聞きしておきたい。

この二点です。

○参考人(植田勲君) 通産大臣のお話が出ておりましたが、十年とかあるいは二十年、この技術策、この臨時措置法が通過すれば、十年あるいは五年という線もあるかもしれせんが、こういう法律でこれだけやつていけば大丈夫というやうなことは、私は大丈夫じゃないと、こう私なりに考へておるわけですね。というのは、これは五百二十億ですか、予算ですが、これはだんだんふえていくと、油の輸入がふえていくんですから、関税がふえていく、それが六百五十億になるとかいう話も出ておりました。二、三年後には突つ込むというやうなことが考へられておるとすれば、あるいはこれは五百二十一億ですか、来年は六百何億とか、あるいは七百億とかいうことになるれば、あるいはやつていける炭鉱ももちろんあるでしょうから、やはり中小炭鉱はおもに一社一山ですから賃金を——いまの労働問題ですね、魅力ある炭鉱というところに持つていくためにはやはり賃金あるいは賞与とかいうものを多くしてやらにやいかぬだらうと、こう思うんですが、現在平均年齢が四十歳になつておるといふので、これはやはり魅力ある炭鉱にするためには若い労働者が必要になつてくるわけですから、そういうことから考えますと、やはりなかなか十年という非常に一番で、ずいぶん長い年月でございまして、どうも私たちの感覚では十年なんという長いのは考えずに、まあことしか来年、二年ぐらひはもつていくんじやないかという気持ちもしますし、どうも私もよくわからぬわけですね。そういう私自身の感覚とすれば、十年なんというのはほとんどこの予算がふえていって、それでうんと国家で助成するといふことになればやつていけぬこともないかもしれないが、私の感覚としては現在の、六百億とか七百億といわれても、前向きにほうにうんと突つ込んでもらわねば、うしろ向きばかりやつておつたんではいかぬのではないか、こういう感覚でございまして。

○参考人(炭原茂雄君) 結局、石炭問題というのは何といつてもエネルギー問題なんです。普通のつまり重油はうんと便利で安く入るようになったと、そういう面では石炭は要らぬとかなるという面ではなくて、やっぱり国の政策としてたいへんな、つまり使う比重は少なうても、石炭問題は特に原油の少ない日本では国策の問題だと思ふんです。これはもう間違いないと思ひます。したがつて、その国策が昭和三十年代に、つまり第一次答申、第二次答申という形で進行してきたのは、ぐあいの悪いところはつづいていくことだと思ひます。能力を高めていく過程でつづけるのはしょうがないという事でやつてきたと思ふんです。したがつて、いま赤字がずいぶん、千何百億あるから、そのうち一千億程度は肩がわりをしてやるというの、ぼくは労働者の立場を離れてみても、決して資本家の立場に立つわけじゃありませんが、つづせ、合理化促進をしつてきた過程で赤字をしりぬぐといふ形で政府が出すんだと、これはもうそのとおり私たちも受け取る面があります。しかし、

肩がわりを出すためにはこれから経理を觀察するとか賃金を規制するとかいう面があるから、やっぱり資本のほうも、会社側のほうも文句があるんじゃないかと思ひますよ。

そういう面から考えてみますと、いま御質問のあった点ですけれども、私どもも阿部先生と同じような悩みがあります。つまり一億反対したいんだと、資本救済になるんじゃないか、銀行救済みたいになるんじゃないかと、反対したいんだが、炭鉱労働者一ぱいおつて家族がおる。こういう悩みは全く私も同じなんです。つまりここで政府自民党、与党の方を含めて、当局を含めて、これは根本策は国有化しかないぞ、そのかわりよく働け、賃金は世間並みにしてやろう、こういう国管、国有あるいは公社法案なんというのが通つてくれればいいんですけれども、私はどう考えてもこの場合与党や政府のほうがいデオロギーが強いものですから、社会党が言いよるからだめだ、何か炭鉱労働者にやつてやつたぞと鼻高々言うからいかぬ、用心しろ。こんなイデオロギー過剰はむしろ国民や労働者じゃなくて政府、与党にあるんじゃないかと思ひます。そうは言うけれども、実際に実現できないというのですから、ですから炭労の方も全炭鉱の方も同じですから、一千万反対だということはないのです。わかっているのですから、深刻な問題です。これは反対ということとは言っていない。

ただ矛盾があることは、国民の声、市民、国民の一人としても矛盾は矛盾だと言っているわけですよ。賃金をこんな規制してしまつてよそ並みの半分しかやらぬ。けがはよそよりも多い。ガスマスクも当たらない。こんなことで何の保障もなければ、だれだって炭鉱労働者として安心して働けない。それで政府はいいんですか。これはあたりまえのことですから声を大にして盛んに言っているのです。したがって石炭地区において、会社側はもちろん労働組合の事務所でも、重油をたいていとか何とかいうお話でありましたけれども、それどころか、このままでは炭鉱労働者が自

分のせがれに、おまえ二代目の炭鉱労働者になれとか、あるいは娘に炭鉱夫のところへ嫁に行けとか言わないですよ。みんなそうですよ。そういうことでいいのかわかですか。私はほんとうに炭鉱労働者の気持ちになつてみると、だれもそうなんですが、愛山精神というか、炭鉱で食っている者はボタ山で暮らしたい願ひを持っている、ほんとうに。そういう意味で、いろいろ賃金の問題なんかも申し上げましたけれども、これはひとつ矛盾のないようにしてもらいたいと思ひます。

それから三井三池の問題ですけれども、たとえばガス患者の問題なんか、いま先生方御承知のとおりになつております。これも人間的立場で処理していただきたいと思ひます。それはなるほど定年までは会社で雇つておくとか、そういうことはたいへんな問題だということばかり言つても、少なくともこれからの根本策に沿う立場としては、ガス患者が出たらそれは国なり資本なりが最大限めんどう見るのだ、責任負います、ということでないか、何言つていいか、うそばかりということになりますよ。それは小学校三年や二年の子供が、帰ってきたガス患者のおやじに、國語、算術を教えているんです。そういう情けない悲惨な状態で、先生方ももちろんなつたらよくおわかりになるのですけれども、それを見て奥さんが泣くわけですよ、そうするとおやじがおまえなぞ泣くか。ガス患者ですからわからないわけですよ。子供から二年や三年の國語を教えてもらいながら、奥さんが泣けば、何で泣くのかというところで、また泣くという悲惨な状態です。したがって、三井三池に限りませんけれども、やはり保安や災害のアフターケア、これらのアフターケアはありまけんから、そういう問題を根本策で見てもらわなければ問題にならないと思ひます。

それからもう一つ。私は三池出身だから言うわけじゃありませんけれども、これだけのばく大な投資をし、投資と申しますか、肩がわりなどで石炭産業を再建しようとおつしやつていけるし、答申の中にはやつぱり労使が一生懸命やつてもらわな

ればいかぬ、こういうことになつていけるわけですよ。ところがそういう事態になりますと、二つ労働組合があつてがたがたしているところ、もう、宇部は今度あいうことになりまうから、三池炭鉱だけなんですよ。しかも一番いい炭鉱だと言われている三池で二つの組合がある。これなどもどつちがいいとか悪いとかいうことよりも、これは国民としては石炭政策の上から見てもトラブルが起きているということについては国民は黙っていないと思ひます。

○大矢正君 一つだけ。これは阿部さんがさっき言つておられたとおり、私も実は非常に矛盾を感じておるんですよ。なぜ矛盾を感じるかというと、私、「石炭時報」というものを非常に愛読して、毎号必ずこれは全部読んでいます。今度の最も新しい「石炭時報」の中にこう書いてあるのです。言うなれば再建整備計画というもののついでに判断のしかたとして「情勢変化が大きいため、安定自立達成への経営実行計画を立てるのに苦悩している」というのが実情ではなからうか。こう書いてあるわけですよ。私全くこのとおりだと思ふのです。たとえば三井、三菱、住友あるいは北炭というような大手中の大手であっても、これから先十年、十五年間絶対にあなたの企業は残れるかと言われたら、今日のような激動するこういう状態の中では、残れるという確信は私はないと思ふのです。率直に申し上げて現在の状態の中で、ところが、この整備計画というのはいふまでもなく、十年ないし十二年間で一千億の元利の肩がわりをしようと、こういうことではしょう。そうすると、少なくとも十二年間は山元が残れますよ、残れる条件がありますという山でない限りは、この肩がわりをやるということは本質的にはできないと思ひ、私はそういう解釈が法律上からいけば正しいと思ひ、考え方の上においてもそうあるべきだと思ひます。

ところが、そう言つてみて八年ぐらいならもてそうだけれども、十二年ぐらいはちよつと無理だといふ場合には、おまえのところは八年しか

もたないからこの中に入れない、肩がわりできない、こう言えないわけですよ。そこにこの法律と矛盾があつて、われわれも実際に賛成すべきものか反対をすべきものなのか、直そうとして直してみてもこの法律の中だけはいじつてみてもこれはどうにもなるものでないし、そういう意味で非常に苦悩しているということ率直に申し上げたいと思ひます。労使の方々と一緒にこうやってほんとうになごやかに話を聞かしていただけるといふ機会もあまりありませんから、われわれの苦衷を申し上げたような次第であります。

ただ私は、これは麻生さんにお願ひをしておきたいと思ひ、それから井上石炭局長もおられますから、一つの例を申し上げて、もつとも積極的にやばり考えかつ行動をなさないかぬのじゃないかと思ひます。これは、ここに西田さんおられるのが、西田さんの地元は北海道苫小牧です、御承知のとおり北海道は重油専焼火力が、全部石炭専焼火力なんです。そこが北海道の特色なんです。ところが苫小牧にどうしても重油専焼火力をつくりたいというのが北海道電力の言い分なんです。どうしてかといへば、これは試験的にやるのであつて、決して石炭火力のほうを落として重油専焼火力を一〇〇％フル運転するのじゃないのだ、石炭火力の足りないところを重油で補うのだからと、こういう言い方なんです。それは私が電力会社の立場だったらそういうことを考えざるを得ないと思ひます。幾ら公益事業だといつたって、日本の経済を電力業界が背負つて立っているわけではないから、國家的見地に立つてやれという理屈だけではなかなかそれは割り切れるものではないし、電力会社といへども企業には違ひないわけですから、ですからそこで私どもやはり考えることはもつと具体的な問題で、電力業界とけんかをするのじゃなしに話し合ひの中で問題を解決していくような方向が必要ではないか。

たとえば苫小牧にアルミ工場を持つてくるという計画がある。御存じのとおりアルミというのは

べらぼうな電力を使う。そのために石炭にするか重油にするかといったら、結局油にしたほうがかなりコストが安くなる。幾ら北海道でも港ですからアルミの業界の希望を入れるとすれば、あそこ石炭専焼火力じゃなくて、重油専焼火力をつくってやらない限りは安い電力が供給できないから、そこでひとつ北海道に重油専焼火力をつくらうじゃないかという理屈がそこから生まれてくるわけです。

しかし、私は北電の考え方が間違いだし、そんなばかなことがあるかというのを申し上げるのではなしに、やはりそういう問題の解決についても負担増対策なら負担増対策の中で何らかその肩がわりをする方法がないだろうか。あるいはかりに、あそこ何十キロの火力発電なんかつくったとしても、一年間の石炭の使用量というのはそんなにべらぼうな数量でもありませんから、ですから重油との間における格差が、かりに原料としての油と石炭の中で出たとすれば、その面をどうやって特別会計の中で、あるいはそれもはみ出せばなおいいが、なかなかそうは言っても、そう簡単にはいきませんが、その電力会社の意思もそんなくしながら、ひとつお互いに共存共栄をはかるという方向でやはり大いに努力をしなければならぬ面があると思うのです。

ただ、電力会社とけんかして、お前のところ炭安く買ってしまうが、というふうな調子でやるのではなしに、もっとこまかい面におわって、電力と石炭というものがもっと話し合いをしながら、せめて北海道だけは石炭火力専門だけでいくような方向をとっていかないと、需要の確保ということは困難になってまいりますから、やはり石炭局もさることながら、業界それぞれにおいても需要確保の面においては、もっともっとやはり細心の注意と努力を持って私は善処してもらいたいというところをお願いしておきたいと思うのです。

○吉武恵市君 大体各委員から要点は御質問もありましたし、また皆さん方からも御答弁があった

ので蛇足と思いますが、私はこの石炭対策の問題が起ったのは一昨年の秋ごろからで、もうこのままいくと石炭はつづれちまうぞ、何とかしなければいかぬじゃないかということで問題が起ったのです。それから今日やと国会に出されて、まあおそろく与野党とも賛成されるだろうと思うのですが、その間に約一年半以上かかっているわけですが、まあこういう一千億の肩がわりという問題を含んだ本策ですから、そう一夜づけで問題が処理できるとは私は思わない。これは私どもの責任もあるのですけれども、きょうは労使とも一緒になって石炭をどうしようかということであるので、皆さんの感覚なり今後の心がまえについて承りたいのです。

これで国会は近いうちに通りましても、おそろく今度は整備計画で回って、そこでもたいたいろいろと計画が立てられてはとうに実施されるのはまた非常におくれると思うのです。今日の経済の動向というものは非常に激動的に移っている、ほかの他産業は。それでこの石炭問題を、まあ追いつめられてきたからでありますけれども、じゃあこれをつぶしていかないと、先ほど来労使ともおっしゃったようにつづせない。日本の唯一のエネルギー源でありますし、つづせない。つづせないといふれば前向きにこれを何とかして立ち直す方法を考えていかなければならぬときでありますので、ほんとうに一体これで取っ組んでやってくつものがあつてないとは言えないけれども、よほどの覚悟でないと私はできないと思うのです。で、おくれた点につきましてもはわれわれにも責任のあることですから、これについて率直な御意見を麻生さんなり、またほかの方からお聞きしてみたいと思うのです。

○参考人(麻生太賀吉君) いまの吉武委員からの御質問でございますが、一つだけお話ししますと、一年半とおっしゃいましたが約二年間でございます。一昨年の六月からこの問題ずっとあれしてちやうど二年かかっていると思います。そして一昨年出たときにも、四十二年度を待たずという

ことにもなっておりますが、それが四十二年になり、ちょっと先ほど申し上げましたように坑道掘進費の一部が援助をいたしてそのまゝになつて二年間おくれたということは、私どもとしてはたいへん困ることです。そして法律が先ほど植田参考人からもお話しされましたように十二年間ということ安定する、私は通産大臣のおっしゃる安定というのは、この法案を骨格として、今後これにいろいろ肉づけして安定していくのだというふうにおっしゃっているのだと解釈するわけでありまして、そういうことなしに、ただこの法案に、いまの五百億、今度五百二十億ですか、これがもう頭打ちでやっていくということ非常に困難だということを申し上げざるを得ない。しかし、これを、今度のこの案を骨格として、その後いろいろと施策を考へていただくということになる、私どもとしては、ある程度非常な困難はあるかもしれませんが、やっつけいかなければならぬ、またやりたいと、こういうふうにしております。

○吉武恵市君 同じことになるかもしれませんが、まあこれはどうしても皆さん方でやっていたかなければならぬと思うのです。そこで、まあぐずぐずしておられるわけじゃありませんけれども、ぐずぐずしていると手おくれになつてしまふので、一つは貯炭ですね。貯炭の問題も、昨年から貯炭貯炭といつて一向これが実現しなかったから、貯炭対策もそのまゝになって、電力用炭の引き取りも去年一年間延び延びになつてしまつて、今日あれだけの貯炭が出ていますのですね。これを解決するにも、よほど先手を打っておかないと、私はこのままですと貯炭が続くと思うのです。そうすると、それだけコストもかかるし、また生産意欲も、貯炭がたぐさんあつて掘れ掘れと言つても、なかなかそうはいかない。ですからこの点は私どもも努力しなければなりません、皆さん方もどうせつづかない、取っ組んでいくということであれば、前向きにひとつづつつかつていって、早く問題を解決して、立て直す方向にひ

とつ——それではないと、先ほど来お話がありましたが、どうも一体これでほんとうに立て直す気があるかどうかという非常に私は心配があるけれども、心配があるからといってほうっておけないのですから、やはり立て直すためには相当のてこ入れも必要だと思います。幸い石炭問題はここへきなので、労使ともに一生懸命やっつけいらつしやいますから、この上ともひとつづつつかつていって、早く解決のめどをつけたと、こう思つて申し上げたのであります。

○委員長(鈴木壽君) 他に御発言もなければ参考人に対する質疑は終了したものと認めます。

参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。本日は御多用のところ、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただきましてまことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十分散会

昭和四十二年六月三十日印刷

昭和四十二年七月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局